

指定介護予防支援
介護予防ケアマネジメント支援
重要事項説明書

契約書

岩内町地域包括支援センター

改定日 令和5年8月1日

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援重要事項説明書

当事業所が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスについて、次のとおり説明します。

1 法人の概要

- (1) 法人名（代表者氏名） 社会福祉法人溪仁会（理事長 谷内 好）
- (2) 法人所在地（電話番号） 札幌市中央区北3条西28丁目2番1号（011-640-6767）

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援事業所
- (2) 事業の目的 要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 岩内町地域包括支援センター
- (4) 事業所の所在地（電話番号） 岩内郡岩内町字野東69番地26（0135-61-4567）
- (5) 管理者氏名 窪内 稔恵
- (6) 開設年月日 平成20年4月1日

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 実施地域 岩内町全域
- (2) 営業日 月～金曜日（祝日及び12月30日～翌年の1月3日を除く）
- (3) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分まで

4 職員の体制 当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名
- (2) 保健師又は経験のある看護師 1名
- (3) 社会福祉士又は経験のある介護支援専門員 1名
- (4) 介護支援専門員 3名

5 当事業所の運営方針

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスは、契約者の心身の特性を踏まえて、契約者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスは、契約者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の提供にあたっては、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、公正中立な業務に努めるものとします。
- (4) 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等に

ついて、理解しやすいように説明を行います。

(5) 事業の運営にあたっては、岩内町や在宅サービスの事業者、施設等との連携に努めます。

6 当事業所が提供するサービス

当事業所では、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援として次のサービスを提供します。

- (1) 契約者の希望などをお聞きし、**介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画（以下「ケアプラン」という。）**を作成します。作成したケアプランは、その内容について契約者の同意を得た上で、**契約者とサービス事業者に交付**します。
- (2) 契約者のケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者とサービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、**ケアプランの実施状況を把握**します。また、ケアプランに位置づけた期間が終了するときは、当該**計画の目標の達成状況について評価**を行います。
- (3) 必要に応じて介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画を見直し、契約者との合意に基づき、**ケアプランを変更**します。
- (4) 契約者の希望により、**要支援・要介護認定の代行申請**を行います。
- (5) 契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入所等を希望する場合には、契約者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、**介護保険施設等へのご相談にも応じます**。
- (6) 公正中立の原則において、契約者やその家族は居宅サービス事業所について複数の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。

※当サービスの利用は、要介護認定の結果「**要支援**」と認定された方、又は町が実施するチェックリストにおいて事業対象者となった方が対象となります。

7 当事業所が提供するサービスの利用料金

当事業所が提供するサービスについては、利用料金は介護保険から給付されますので、**契約者の自己負担はありません**。ただし、契約者の介護保険料の滞納等により介護保険から給付されない場合は、月額4,380円（初回利用月は初回加算3,000円が追加、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携をした場合には委託連携加算3,000円）をいったんお支払いしていただきます。（この料金は、後日、岩内町から還付されます）

8 業務の委託

当事業所では、介護予防支援業務を町内外の指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。尚、委託業務の実施にあたっては、当事業所と同様、契約書に定める守秘義務を守ります。

9 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの概要

- ①介護予防サービス事業者の選択にあたり、ご利用者又はご家族は、複数の事業者の紹介や説明を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた介護予防サービス事業者などの選定理由を求めることが出来ます。説明を求められた際には、担当職員が当該地域における複数の事業者に関する情報や選択理由を、懇切・丁寧にご説明致します。
- ②介護予防サービスの提供が開始された後に入院された場合には、医療機関と連携し退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、入院先医療機関へ、担当職員の所属や氏名などをお伝えいただくようご協力ください。

(2) サービス提供を行う担当職員

サービス提供時に、当事業所又は前項に記載した居宅介護支援事業所のいずれかにおいて担当職員を決定します。

(3) 担当職員の交替

- ①事業所の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように、十分に配慮するものとしします。
- ②契約者が担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者からの特定の担当職員の指定はできません。

10 契約の更新について

- (1) 契約の有効期間については、契約締結日から契約者の支援計画終了日としますが、契約期間中に利用者から事業者に対し契約終了の申し出がない場合には、継続して以後の要支援認定期間満了日まで自動更新することとし、以後も同様とします。

11 サービスご利用にあたっての禁止事項などについて

- (1) 職員に対する暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為

- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

①パワーハラスメント（例）

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる、怒鳴る、奇声をあげる、大声を出す、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求など

②セクシャルハラスメント（例）

- ・必要もなく体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握るなど

- (3) 無断で職員の写真や動画を撮影する事、又、無断で録音などを行う事、職員の自宅住所や電話番号を聞く事、ストーカー行為など

- (4) その他前各号に準ずる行為

利用者又はその家族などが、事業所及び担当者などに対し、名誉を棄損する・暴行を働くなどのハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することが出来るものとしします。

1.2 苦情の受付について

当事業所が提供したサービスおよび作成したケアプランに基づいて提供している各サービスについての苦情やご相談がある場合には以下までご連絡ください。

(1) 当事業所の苦情相談窓口

○岩内町地域包括支援センター（担当者） センター長 窪内 稔恵

○受付時間 営業日における営業時間

(2) 契約者は、当事業所以外に下記の行政機関等に苦情を申し出ることができます。

○岩内町民生部保健福祉課 電話：0135-67-7085 FAX：0135-67-7104

○北海道国民健康保険団体連合 電話：011-231-5161 FAX：011-233-2178

○北海道後志総合振興局保健福祉部社会福祉課

電話：0136 - 23 - 1931 FAX：0136-22-5846

○奥田 龍人（第三者委員） 電話：011 - 717 - 6001

○大能 文昭（第三者委員） 電話：011 - 281 - 6113（中央区社会福祉協議会）

1.3 事故発生時の対応

契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族、岩内町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の原因を解明し、再発防止対策を講じます。なお、当事業所は、損害賠償保険に加入しております。

1.4 緊急時の対応方法

訪問時などにご利用者の身体の急変、その他の緊急事態が生じた場合には、管理者及びご利用者の主治医などへ連絡を行い、状況に応じ緊急車両の手配を行うなど適切に対応すると共に、登録されている緊急連絡先へも連絡し、その後の対応をお願いする場合があります。尚、必要に応じ行政機関などへも連絡や報告を行います。

1.5 個人情報について

当事業所が担当する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの実施に当たって行われるサービス担当者会議、サービス事業所や居宅介護支援事業所、医療機関、施設等との連絡調整等において必要な場合、契約者及びその家族の個人情報を提供する必要がありますが、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意をはらいます。尚、利用目的の使用範囲等については、別紙の「個人情報の使用について」をご参照ください。

1.6 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、以下を徹底し高齢者虐待の発生・再発防止に努めます。

(1) 責任者（担当者）の配置

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会・職員研修の定期的な開催とともに、その結果について職員に周知徹底

(3) 虐待防止のための指針の整備

(4) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施します。

1.7 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.8 衛生管理など

当事業所において感染症が発生又はまん延しないよう措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置などを活用し行なうことが出来るものとする）を、おおむね6カ月に1回以上開催すると共に、その結果について職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント支援サービス契約書

様（以下、「契約者」という。）と岩内町地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）は、事業者が契約者に提供する指定介護予防支援サービス・介護予防ケアマネジメント支援サービス（以下「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス」という。）について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨及びこの契約書に従い、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、契約者に対し、適切な介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供を行います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間の満了日までとします。
- 2 上記の契約期間の満了日までに契約者から契約終了の申出がないときは、この契約は次の要支援認定の有効期間の満了日まで自動更新することとし、以後も同様とします。

第3条（介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供）

- 1 事業者は、次の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスを提供します。
 - (1) 契約者の要望などをお聞きし、介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）を作成します。作成したケアプランは、その内容について契約者の同意を得た上で、契約者とサービス事業者に交付します。
 - (2) ケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者とサービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握します。また、ケアプランに位置づけた期間が終了するときは、ケアプランの目標の達成状況について評価を行います。
 - (3) 必要に応じてケアプランを見直し、契約者との合意に基づき、ケアプランを変更します。
 - (4) 契約者の希望により、要支援・要介護認定の代行申請を行います。
 - (5) 契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入所等を希望する場合には、契約者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設等へのご相談にも応じます。

第4条（費用）

- 1 事業者の提供した介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスに要する費用については、介護保険法に基づき事業者が法定代理受領しますので、契約者の自己負担はありません。
- 2 前項の規定に関わらず、契約者の介護保険料の滞納等により事業者が法定代理受領できない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス料金の金額を、事業者に対しいったん支払うものとします。

第5条（業務の委託）

- 1 事業者は、契約者の意向を踏まえ、本契約に係る業務を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。
- 2 契約者は、前項の規定に基づき委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができます。

第6条（契約の終了）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
 - (1) 契約者が死亡したとき
 - (2) 契約者が要介護者（要介護1～5）又は自立（非該当）に該当すると認定されたとき
 - (3) 契約者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護等へ入所、入居したとき

第7条（契約者の解約権）

1 契約者は、いつでもこの契約を解約することができます。

第8条（事業者の解除権）

1 事業者は、正当な理由がなく介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供を拒否することはありません。但し、契約者又はその家族が故意又は重大な過失により、事業者及び担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け名誉を棄損する、又は著しい不信行為をおこなうなどにより、この契約を継続しがたいほどの重大な事情を生じさせた場合には、10 日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができるものとします。

2 その他

(1) 職員に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

パワーハラスメント例

・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる、怒鳴る、奇声をあげる、大声を出す、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求 等

セクシャルハラスメント例

・必要もなく体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る 等

(3) 無断で職員の写真や動画を撮影すること、又、無断で録音を行う、職員の自宅住所や電話番号を聞くこと、ストーカー行為 等

第9条（苦情対応）

1 事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス又は自らがケアプランに位置付けた介護予防サービス等に対する契約者及び契約者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行います。

第10条（損害賠償）

1 事業者は、契約者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族、岩内町関係窓口等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

2 事業者は、契約者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により、契約者に損害を及ぼしたときは、速やかに契約者に対して損害を賠償します。ただし、その損害のうち、契約者又は契約者の家族の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

1 事業者及び事業者の職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た契約者又は契約者の家族に関する秘密を漏らしません。

2 事業者は、事業者の職員が退職後、在職中に知り得た契約者又は契約者の家族に関する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの実施に当たって、契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

4 事業者は、第5条第1項の規定に基づき、介護予防支援サービスを指定居宅介護支援事業者に委託した場合においても、契約者又は契約者の家族に関する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第12条（記録の整備、閲覧）

1 事業者は、契約者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供に関して作成した記録を整備し、完結から5年間保存します。

2 事業者は、契約者又は契約者の家族から要望があればいつでも、契約者に関する記録の閲覧、謄写に応じます。ただし、謄写の実費を請求することがあります。

第13条（虐待防止のための措置に関する事項）

1 事業所は以下を徹底し、高齢者虐待の発生・再発防止に努めます。

- (1) 責任者を配置します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施します。

第 14 条（業務計画の策定）

- 1 感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務計画の見直しを図り、必要に応じて変更を行います。

第 15 条（衛生管理等）

- 1 事業所において感染症が発生及びまん延しないよう措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第 16 条（協議）

- 1 この契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを遵守し、契約者と事業者の協議により定めます。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとします。

【事業者による説明】 令和 年 月 日

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項・契約書及び個人情報使用についての説明を行いました。

説明者 事業所名 岩内町地域包括支援センター
(岩内町指定介護予防支援事業所)
所在地 岩内郡岩内町字野東69番地26
氏 名 ⑩

(業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者が説明を行った場合)

説明者 事業所名
所在地
氏 名 ⑩

【契約者】 令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び契約書の説明を受け、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスの提供開始に同意し、事業者と介護予防支援の契約を締結します。

契約者 住 所 岩内町字
氏 名 ⑩
代筆者 氏 名 ⑩
続 柄
代筆の理由()

【事業者】 令和 年 月 日

私は、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス支援事業者として契約者の申込を承諾し、この契約書に定めるサービスを、誠実に責任を持って行います。

事業者 岩内町地域包括支援センター
所在地 岩内郡岩内町字野東69番地26
管理者 窪内 稔恵 ⑩

【第5条の規定に基づく指定介護予防支援業務の委託の有無】

委託あり 委託なし

(委託ありの場合) 第5条の規定に基づき、乙は下記の指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援業務の一部を委託します。

事業所名
所在地
代表者